

城下町探訪 2 3

2009/9/3

こうさつばあと 高札場跡

(1) 本町五丁目高札場

松本市立博物館前に国宝松本城の紹介する写真の様な案内板がある。



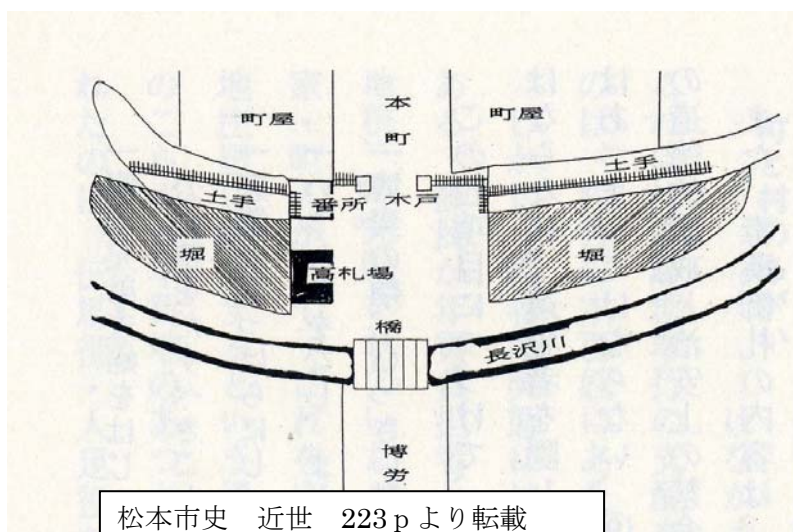
表側



裏側

この案内板は江戸時代本町5丁目にあった高札場なのです。明治6年2月に新政府は高札が法令を公布する方法としてはもはや時勢に適しないとして廃止しました。この松本の高札場はその後、女鳥羽川右岸六九町側の大手橋（千歳橋）脇に移され、明治22年松本郵便局の建築に伴って女鳥羽川左岸に千歳橋脇に移され、戦後松本城二の丸、現在の黒門入り口付近に移され、二の丸公園（現松本城公園）の整備に伴い昭和27年頃現在地に落ち着きました。

江戸時代この高札場は幕府法令を掲げる所でした。松本城下に入るために博労町を通過し長沢川を渡ると本町5丁目となり広場の西側に高札場がありました。

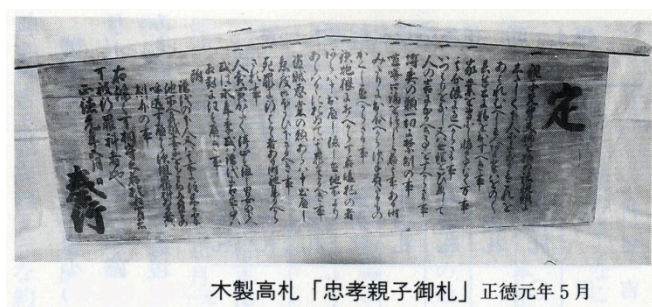


松本市史 近世 223 p より転載

高札場の左右には堀があり前方には土手が築かれ柵付の木戸や町番所があり城下に入る関所にも似たものものしい場所でした。

「享保十年松本町帳面」（松本市立博物館蔵）によるとこの公儀高札場には6枚の高札が掲げられ

ていた。その内容は書かれていないが一般的には日常生活の規範を記した「忠孝親子御札」、毒薬、偽薬の売買禁止、金貨と銭価の交換比率の厳守、手間賃値上げや、価格操作の禁止等を書いた「毒薬御札」切支丹の厳禁と隠れ切支丹摘発を記した「切支

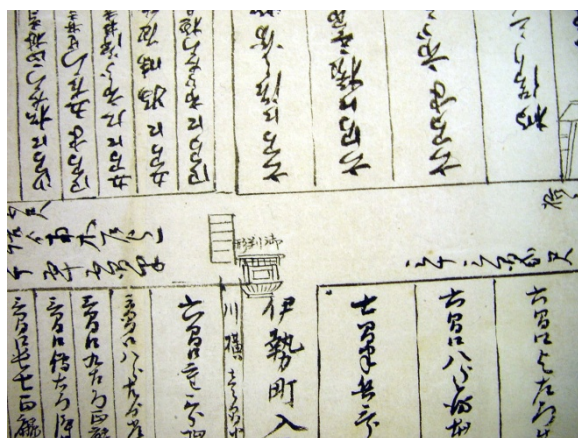


木製高札「忠孝親子御札」正徳元年 5月

丹御札」、火付けに対する厳罰規定や火事場泥棒の厳禁を記した「火の元御札」幕府設定の公用人馬である御伝馬^{おてんま}の諸規定を書いた「御朱印伝馬御札」を大高札といい、その他「騒訴御札」では百姓の徒党を戒め、「駄賃定御札」は宿場間の公定駄賃と人足賃金を記すなど数多くの高札が発せられている。これらの内 6 枚が掲げられていたものと思われます。

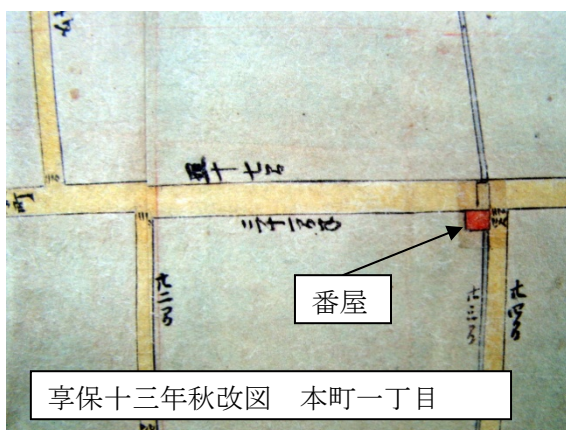
高札場の普請費用は松本藩が出し、人足は町方の負担でした。高札場の廻りには柵を巡らし管理を厳しくし通行人はかぶり物を取り、敬礼することを義務付けており徳川幕府の權威を誇示していました。

(2) 本町一丁目「自分高札場」



伊勢町と本町が交わる辻に松本藩の法度を掲示する「自分高札場」がありました。

「元禄期松本城下絵図」にはその位置が書かれています。また元禄九年「本町町並絵図面」には高札場の文字が見られます。しかし、その後の「享保十二年秋改図」「天保六年南北深志町絵図」にも高札場の記入はありません。



享保十三年秋改図 本町一丁目



享保十三年秋改図 本町5丁目

この本町1丁目の角に高札が掲げられたのは享保10年10月3日のことであった。水野忠恒は享保10年7月28日乱心して江戸城松の廊下で刃傷に及び城地は収公されることになった。寺島文書の「水野大變記」や多湖家文書「水野御家松本御代々並大變覚書」によれば同年9月1日には家名相続が松本に知らされ家臣の引っ越しが始まった。9月17日には幕領に編入するため飯島代官・坂木代官が来着した。そして10月3日上意を伝える上使二名御書院番河野勘右衛門・伏見織部が到着しその夜本町一丁目番所の所に11箇条からなる御高札をたて民心の動揺を押さえた。

第一条「今度当領召し上げられ候に付き万事御法度の趣その旨存ずべきこと」で始まり喧嘩口論の禁止、竹木伐採・押し買いの禁止、人返し停止、水野家家中の武具書道具の処分は本人に任せること、火の用心、水野家家臣の引き払いは三〇日限りとすること、寺社領の新旧の証文の改めの件、水野時代の検地についての対応、種貸し収納の期日のこと等々が10月5日四つ時（午前10時）まで掲げられた。

享保11年、3月19日、上使水谷弥之助・松前刑部が到着し、3月21日戸田氏が城を受け取るわけであるが、3月19日上使は三箇条の高札を本町一丁目角に立てている。

條々

- 一 万事法度の趣その旨存ずべきこと
- 一 みだりに竹木切り取るべからず 附押買い狼藉のこと
- 一 喧嘩口論これをを慎むべきこと もし違犯の族は双方これを誅罰すべし

以上ように、自分高札場には掲示板は元禄以後なくなっており必要に応じて本町壱丁目番所の所に立てられたのではないかと推測する。



明治9年の高札場 大手橋脇



昭和27年二の丸の高札場

(3) 高札場^{ごはんぎょう}を御判形ともいった

以下史料は松本中町飯森家文書「天明四年 庚申講連中勘定帳」の中の記事です。
天保8年6月城下で召し抱えの奉公人が主人を殺すという事件が発生しました。
奉公人は主人を挿した刃物で自殺し、主人も疵が元で死亡しました。松本藩はこの処置を江戸の寺社奉行所に伺いを立て次のように刑に処しました。

仮に埋葬してあった奉公人の死骸を掘りだし天保九年三月（本町五丁目）御判形（高札場）前に三日間さらしたのである。高札場はこのような場所でもあったのです。



長沢川をわたった 16 間の長さの道の西側に高札場があった。
写真の橋は長沢川にかかる橋（江戸時代は袖留橋・長沢川橋などと呼ばれ、明治11年からは緑橋と呼ばれる。

